

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 3 0 年 9 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 福島 吉宏

署名委員 前田 孝徳

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年9月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市市役所 4階 大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	大山美智子
2	西 盛満	10	中棚昭三十
3	山下 優子	11	肥後 安美
4	柴 清安	12	濱手 薫
5	福島 吉宏	13	土浜 良二
6	前田 孝徳	14	中村 秀明
7	松崎 文好	15	吉 卓男
8	野崎 清志	16	平井 孝宜

4. 欠席委員 なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 丸田 宗八郎

住用分室長 原 俊三

6. 報告事項

10月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第58号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定に

ついて

議案第59号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第60号 名瀬地域農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人です。総会は成立いたしました。これから、平成30年第9回定例総会を開会いたします。それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に5番 福島 吉宏 委員と6番 前田 孝徳 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第56号から議案第60号までの5件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

2ページ. NO. 51につきましては、売買による所有権の移転でございます。4ページにありますように現在受人は、農地を借りてサトウキビ栽培をおこなっており、今回の取得については経営規模拡大のためと判断いたします。

また、大型農機具等も所有しており、農業経験も20年と経験も積んでおり地域の担い手として期待できるものと思われるため問題ないと判断いたします。以上1件でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長	<p>(前山会長) 本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
9 番	<p>(大山委員) 議案第56号農地法第3条の規定による許可申請のNO.51について調査報告をいたします。 9月20日午後5時30分より渡し人、受人より申請内容及び現地確認をいたしました。申請地は笠利の節田地区にある2筆になります。 現在、他の方がサトウキビを植えてあり、刈り取り次第受人がサトウキビ栽培に取り組んで行くとの事で問題はないと思います。 渡し人は勤めており農業はできないとの事で、売買による所有権移転との事であります。 第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>(前山会長) 調査報告は以上になります。 それではこれから本案に対する質疑に入りたいと思います。 NO.51について審議いたします。 ご質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第56号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(前山会長) 日程第4 議案第57号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p>

(事務局の議案の朗読と農地区分の報告)

11ページ. NO. 19につきましては、使用貸借権設定による、一般住宅を建設するための申請でございます。金融機関の資金融資証明及び渡し人の住所が違っていましたので戸籍の付票も添付されており確認済みでございます。

申請地は名瀬浦上の県農業開発総合センター大島支場の裏の、風間内科の通りに位置します。都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

21ページ. NO. 20につきましては売買による所有権移転で、駐車場として整備するための申請です。

申請地は朝仁新町の千年松公園の下辺りに位置します。

都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

32ページ NO. 21につきましては、売買による所有権の移転で、喫茶店・駐車場を整備するための申請でございます。本件につきましては5月の総会で、農振地域除外に係る意見書を市から求められ、審議した案件でございます。除外は8月末で許可が下りています。

申請地は空港から和野集落方向へ430mほど行った道路の左手に位置しております。農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

41ページ NO. 22につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅を建設するための申請でございます。金融機関の資金融資証明も添付されており確認済みでございます。

申請地は名瀬浦上の国道沿いにあるクニモト自動車の国道を挟み向かいの一段下がった場所に居酒屋があり、その区画内になります。都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

49ページ NO. 23につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅・ヨガ道場を建設するための申請でございます。

申請地は神の子集落の中心部で国道の山手側に位置します。農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

61ページ NO. 24につきましては、贈与による所有権の移転で、住宅を建設するための申請でございます。

申請地は住用総合支所前になり、現状は駐車場になっております。農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上6件でございます。

議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人、土地の順に報告を求めますが、NO. 19を先に審議します。平井委員が関係しておりますので退席を求めます。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請についてNO. 19の貸し人、借り人、土地についての調査報告をいたします。</p> <p>9月17日午後1時過ぎ、貸し人と今回貸される土地の前で待ち合わせをし、聴く事ができました。借り人は貸し人である方の娘婿さんという事で土地の賃貸料は頂かないという事でしたが、この土地の固定資産税などは負担してもらうとの事でした。</p> <p>一方借り人の方は、9月17日午後6時30分頃、自宅に伺い話を聞くことができました。現在住まわれている所は借家との事です。今回家を建てる土地の賃貸料については、賃貸料は払わないが固定資産税等は負担するという事は承知しているとの事でした。建築資金については許可の下り次第手続きを開始するという事でした。農業委員会としては1年以内に完成してほしい事を申し上げました。</p> <p>土地については、浦上の風間病院の近くにありまして殆ど周りには家が建って居ます。この申請地は80坪くらいで周り三方をブロック、コンクリート等の壁できれいに整備されていました。短い雑草が生えている程度で事前着工などもなく問題はないと思います。以上報告いたします。皆様のご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。NO. 19のみを審議します。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。</p> <p>議案第57号のNO. 19に関して、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第57号のNO. 19に関しましては審議の結果、適当と認めて許可することに決定いたしました。</p> <p>平井委員の着席を求めます。</p> <p>これから私の調査報告がありますので議長を交代して進めたいと思しますのでよろしくお願いいたします。</p>

	<p>(議長交代)</p>
<p>議長</p>	<p>(松崎会長代理) それでは進めたいと思います。 NO. 20 について担当調査委員の報告をお願いします。</p>
<p>16番</p>	<p>(平井委員) 農地法第5条の規定による許可申請のNO. 20 について調査報告します。 9月24日17時に受人に直接お会いして、お話を聞く事ができました。今回の目的は駐車場が目的であります。以前、譲渡人が駐車場として利用していた場所を売買する事です。譲受人の母親が譲渡人と親族関係という事で、対価も資料のとおりで間違いのない事を確認しております。その他記載内容については問題ないことを報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(用稲局長) 農地法第5条第1項の規定によるNO. 20 について報告します。 9月24日午前9時30分に兵庫県尼崎市にお住まいの譲渡人に電話を入れて申請内容の確認をいたしました。この申請内容については以前から話が上っており承諾していますとの事で、譲受人の方・所在地・面積・対価等には間違いありませんという事でございました。以上です。</p>
<p>2番</p>	<p>(西委員) 土地について報告します。9月22日土曜日午後6時30分頃、地区の推進委員と2人で確認しました。千年松のバス通り沿いで周りが住宅に囲まれており写真にもありますように、駐車スペースが5台ありまして、奥にバナナや野菜等が少し植えられた状態で、全体的には更地の状態になっていました。以上です。</p>
<p>6番</p>	<p>(前田委員) 議案第57号の農地法第5条申請のNO. 21 につきまして所有権移転、贈与の譲受人について調査しましたので報告いたします。 9月に20日の午後5時半に面談をいたしました。譲受人は笠利町の喜瀬に住んでおられ、5年ほど前より和野の空港前の1キロ手前の貸店舗で珈琲店を営んでおり、ここで本人と面談いたしました。譲渡人との関係は受人の父親が赤木名出身で遠い親戚にあたるため贈与を受けたとの事でございました。 申請書について確認しましたところ書類どおり間違いのない事でありましたので委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>9番</p>	<p>(大山委員) 農地法第5条第1項の規定によるNO. 21 について調査報告します。 9月20日11時、渡し人の立ち会いの下、現地を確認いたしました。 現地は1m以上の雑草が茂っておりました。空港近くで県道に面した土地で花壇等が道路際に取り付けてありました。受人とは遠い親戚で贈与による所有権移転との事でありました。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNO. 22についての譲受人と土地について調査報告します。

何度かお電話しましたが仕事の関係で直接受入の方とお会いする事ができませんでしたが9月24日16時30分、受入の奥様にお会いしてお話を聞くことができました。受入は現在会社員であります。今回の目的は住居建設が目的であり、現在は民間の住宅に住まわれていましたが、希望する場所等が見つかり申請したようです。申請内容については間違いはないという事で許可後年内に着工し、年度内の完成を予定しているとの事でした。

次に土地について報告いたします。

土地がわかりにくいですが、浦上の公民館より奥手側の方になります。国道の下側になります。9月24日14時現地確認いたしました。現地は現在更地の状態であり事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。その他記載内容については問題ないことを報告いたします。以上です。

1番

(前山委員)

農地法第5条NO. 22の譲渡人について調査報告いたします。

譲渡人の自宅を訪問いたしましたが残念ながら留守で本人と会えなかったのですが、昨日午前8時前に電話で申請内容の確認をいたしました。地番、対価、面積等間違いありませんので、よろしくお願ひしますとの事でした。周囲は住宅が建ち1筆だけ家が建ってない状況です。都市区域内の農地でありますので問題ないと思われます。委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

事務局

(丸田笠利分室長)

NO. 23の農地法第5条第1項の規定による許可申請書でございますが、売買の件で神奈川県在住の受入に9月18日電話の確認を入れました。受入は知人を通して笠利町の土地を紹介されたそうです。本人も奄美への移住を希望しており許可あり次第住居とヨガスタジオを立てる予定で、ヨガスタジオについては、全国のヨガ講師の研修所にしたいそうです。受入本人も奄美への想入れが強く、何か1つでも奄美へ貢献したいとの事でした。以上で報告終わりますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

13番

(土浜委員)

農地法第5条の規定による許可申請のNO. 23について調査報告します。

9月21日午後1時半、渡し人の自宅で本人から話を伺いました。

土地の所在、対価等記載内容については間違いはないとの事でした。

その後、土地については9月21日午後1時50分渡し人と一緒に現地を見に行きました。

申請地は用安、神の子の県道沿いから山手の方へ緩やかな傾斜になっています。蘇鉄が植えられていましたが、丁度掘り起こしをされた状態でしたが、今日の朝行ったらもっときれいに整地され更地にされていました。周囲はサトウキビ畑と住宅が建っており、後は山裾です。入り口は宅地になっており、許可がおり次第購入予定だそうです。以上です、ご審議の程よろしくお願ひします。

事務局	<p>(原住用分室長)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請のNO. 24について報告します。</p> <p>譲受人に9月21日午後11時頃問い合わせたところ、この件につきまして、譲渡人が入院されていることから、譲渡人の息子さんに、平成30年8月24日に土地の売買目的を伝え譲渡する事が了解されていたという事です。</p> <p>農業委員会の皆様のご審議よろしく申し上げますという事です。</p>
5 番	<p>(福島委員)</p> <p>農地法第5条の許可申請書、NO. 24の報告でございます。</p> <p>譲渡人は施設に入所しておりまして、訪ねて行きましたところ意思の疎通ができないのではないかと係員からの説明があり、また代理申請人が譲渡人の息子さんという事で、息子さんの方へ平成30年9月21日金曜日午前9時頃電話で確認いたしました。申請書については間違いないのでよろしく申し上げますとの事でした。なおこの土地については昭和40年代に行政へ譲ったという事で、未登記のまま永年後も経過しており譲受人が住宅を造るという事でそのためにどうしても寄贈という形でしか処理ができないという事です。これも登記の遅れの弊害かと思えます。以上よろしくという事でございますので報告いたします。</p>
1 4 番	<p>(中村委員)</p> <p>議案第57号の農地法第5条申請のNO. 24の土地について報告します。</p> <p>9月24日月曜日に午前10時に申請地を調査しました。</p> <p>申請地は住用総合支所の道路向かいにあります。添付された写真を見て分かりますように申請地は現在職員用駐車場の中心地当たりになります。以上です。</p>
議 長	<p>(松崎会長代理)</p> <p>それではNO. 20から24までの本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>NO. 20について質疑ございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 21について質疑ございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 22について質疑ございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO. 23について質疑ございませんか</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>お聞きしたいと思います。</p> <p>ヨガ教室を開くという事ですが、この自己資金の借入などについて確認はされているんでしょうか。</p>

事務局	<p>(用稲局長) はい、資金証明書が申請書に添付されており確認しております。</p>
15番	<p>(吉委員) 一寸心配になったものですから確認しました。</p>
事務局	<p>(丸田笠利分室長) 電話で確認したところ本人が奄美への想いが強くて、どうしても場所は奄美でないといけないという事でしたので、後々は地域に方々にもヨガ教室に通って頂くという事と、観光客も呼び入れ最終には全国の研修生を集めて研修所にしたいという事です。</p>
15番	<p>(吉委員) はい、分かりました。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>NO.24について質疑ございませんか</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、NO.20からNO.24まで質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第57号農地法第5条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第57号農地法第5条に規定による許可申請については、審議の結果、各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p> <p>(議長交代)</p>
議長	<p>(前山会長) 日程第5 議案第58号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p>

<p>議 長</p>	<p>(事務局の朗読及び説明) 内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第58号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第58号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>(前山会長) 日程第6 議案第59号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。 それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(丸田笠利分室長) (事務局の朗読及び説明) 内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第59号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第59号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p>

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。
これから報告事項がありますので協議会へ移します。

事務局

・平成30年度農業者年金加入推進活動計画について委員の承認依頼について

議長

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年 9月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳